

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第4号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則
香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員) 第2条 略							(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警察官				警察官を 除く職員	合 計	組織区分	警察官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	小 計				警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	小 計		
警務部	<u>13人</u>	21人	<u>49人</u>	<u>83人</u>	108人	<u>191人</u>	警務部	<u>14人</u>	21人	<u>50人</u>	<u>85人</u>	108人	<u>193人</u>
生活安全部	10人	21人	<u>95人</u>	<u>126人</u>	18人	<u>144人</u>	生活安全部	10人	21人	<u>88人</u>	<u>119人</u>	18人	<u>137人</u>
刑事部	11人	23人	<u>96人</u>	<u>130人</u>	29人	<u>159人</u>	刑事部	11人	23人	<u>95人</u>	<u>129人</u>	29人	<u>158人</u>
交通部	8人	14人	<u>83人</u>	<u>105人</u>	45人	<u>150人</u>	交通部	8人	14人	<u>84人</u>	<u>106人</u>	45人	<u>151人</u>
警備部	<u>7人</u>	11人	80人	<u>98人</u>	2人	<u>100人</u>	警備部	<u>6人</u>	11人	80人	<u>97人</u>	2人	<u>99人</u>
香川県警察 学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人	香川県警察 学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人
合 計	51人	92人	<u>474人</u>	<u>617人</u>	204人	<u>821人</u>	合 計	51人	92人	<u>468人</u>	<u>611人</u>	204人	<u>815人</u>
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあつては1人を、警部にあつては <u>6人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては28人を、警察官を除く職員にあつては33人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあつては1人を、警部にあつては <u>7人</u> を、警部補、巡査部長及び巡査にあつては <u>29人</u> を、警察官を除く職員にあつては33人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

(警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	12人	268人	284人	20人	304人
香川県高松南警察署	5人	9人	191人	205人	13人	218人
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	55人	62人	6人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	66人	74人	7人	81人

(警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	12人	268人	284人	20人	304人
香川県高松南警察署	5人	9人	191人	205人	13人	218人
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	54人	61人	6人	67人
香川県観音寺警察署	2人	6人	66人	74人	7人	81人

合 計	33人	78人	1,102人	1,213人	101人	1,314人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県坂出 警察署			1人	1人		1人
香川県琴平 警察署			1人	1人		1人
合 計			6人	6人		6人

合 計	33人	78人	1,101人	1,212人	101人	1,313人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県丸亀 警察署			1人	1人		1人
香川県琴平 警察署			1人	1人		1人
合 計			6人	6人		6人

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。